

論点整理及び今後の課題について

令和5年3月

宮崎市企画財政部都市戦略課



今回の見直しのポイント（第1回資料抜粋）

項目	見直しのポイント	基準改定
① 使用料基準の対象外施設	✓ 歴史資料館、大淀川学習館、学校体育施設を見直しの対象外施設に追加。	あり
② コストの考え方	✓ 使用料算定上のコストには、イニシャルコストは含まない。	なし
③ 受益者負担割合の考え方	✓ 施設の性質に応じて、50～100%の3段階で設定。	なし
④ 使用料算定の条件	✓ いずれも使用料が安く算定される（利用者にとって有利な）条件。	なし
⑤ 同一用途施設間での調整	✓ 施設の「古い」「新しい」にかかわらず、基本的には同一の使用料を設定。	なし
⑥ 激変緩和措置	✓ 大幅な値上げとなる旧4町域の施設は、2年間の経過措置期間を設け、旧市域の施設に統一。	あり
⑦ 中学生以下の料金設定	✓ スポーツ施設における中学生以下の料金は、一般料金の1/3に設定。	あり
⑧ 設備使用料の取扱い	✓ 原則、施設使用料に含む。（一部、利用が限定的な設備は別途徴収）	あり
⑨ 減額・免除の取扱い	✓ 要件（団体、活動内容）を満たさないものは減免対象外。	あり
⑩ 見直しの時期・サイクル	✓ 5年おきに見直し（利用料金施設は指定管理者の選定期間に合わせて見直し）	あり

④ 使用料算定の条件

- ✓ 今回の見直しでは、「稼働率100%」または「年間目標利用者数」を達成すると仮定して原価（コスト）の単価を算定するため、実際の施設稼働率が100%ではなかった場合、または年間目標利用者数を達成できなかった場合は、その分のコストは**公費で負担**することになる。
- ✓ 次回以降の見直しでは、今回の見直し後の各施設の稼働状況等も考慮しながら、**実際の平均稼働率や現実的な目標稼働率**を設定して算定を行うことも検討していく。

スペース貸し施設の
1室1時間あたりの
使用料

=

1室1時間あたりの原価（コスト）

施設全体のコスト
施設全体の貸出可能面積 × 年間開館時間

× 室面積

× 受益者負担割合

個人利用施設の
1人あたりの使用料

=

1人あたりの原価（コスト）

施設全体のコスト
年間目標利用者数

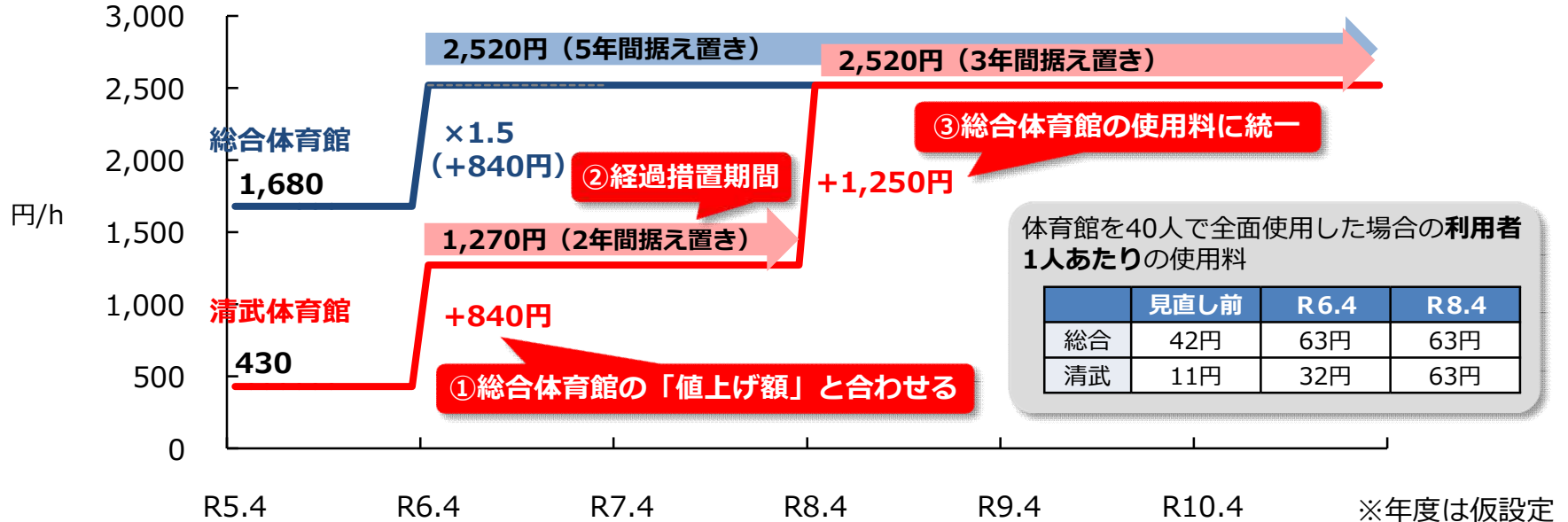
× 受益者負担割合

次回以降の見直しでは、実際の稼働率・利用者数を考慮することも検討

⑥ 激変緩和措置

- ✓ 今回の見直しでは、原則、同一の利用用途・規模の施設は使用料を統一（旧市域施設の現行の1.5倍を上限）するが、旧4町域の施設の中には、旧市域の類似施設と比較して極端に使用料が安い施設もあるため、必要に応じて、2回に分けて段階的に値上げすることを検討。

例：1,500²規模の体育館で、仮に2,520円に統一することとなった場合



⑥ 激変緩和措置（大幅な値上げとなる施設）

見直し後の使用料が500円以上かつ改定率が3倍以上となる施設（改定率順）

施設名	貸室名	A	B	C	C-A	C/A	部分貸出
		見直し前の使用料	経過措置期間	見直し後の使用料 (激変緩和あり)	増減額	改定率 (%)	
天ヶ城公園	体育館	310	1,060	2,430	2,120	7.84	1/2面～
久峰総合公園	陸上競技場	200	620	1,260	1,060	6.30	
清武体育館	本館競技場	430	1,180	2,430	2,000	5.65	1/3面～
加納スポーツセンター	テニスコート	130		700	570	5.38	
清武総合運動公園	多目的広場	270	690	1,260	990	4.67	
穆佐・内山・東高岡体育館	体育室	150	370	670	520	4.47	
清武総合運動公園	SOKKENスタジアム	630	1,470	2,520	1,890	4.00	
加納スポーツセンター	第一競技場	340	780	1,350	1,010	3.97	1/2面～
サンスポーツランド高岡	多目的グラウンド	250	670	940	690	3.76	1/2面～
田野体育館	体育室	430	870	1,350	920	3.14	1/2面～
B & G田野海洋センター（体育館）	アリーナ	430	870	1,350	920	3.14	1/2面～
天ヶ城公園	野球場	250		760	510	3.04	

※ 上記使用料は貸室全面を使用する場合の金額。部分貸出が可能な施設では、使用面積に応じて減額した使用料を徴収。

⑨ 減額・免除の取扱い

- ✓ 令和5年1月に、各施設所管課に対して減免の統一的な基準を提示し、各課が定める減免要綱等の見直し案の作成を依頼。
- ✓ ①～⑤は実際に減免を適用する件数は少ない。⑥は施設によっては対象が多いため、継続して検討。

	減免対象となる利用者または団体の定義	減免割合 (上限)	集会施設		医療保健 福祉施設	スポーツ 施設	その他
			公民館等	文化ホール			
①	市内在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者	100%			○	○	
②	市内在住の要介護（支援）認定を受けている者及びその介護者	100%					
③	市内の幼稚園、保育園、小学校及び中学校	100%	○	○	○	○	
④	市内の高等学校、大学	30%		○			
⑤	公益的な団体または市が事業支援する団体 (地縁・まちづくり団体、市スポーツ協会、中体連、社会教育関係団体、福祉関係団体、市芸術文化連盟、その他公益的な活動を行う地域団体)	100%	○	○	○	○	○
⑥	その他の団体 (施設毎の登録団体、市が事業支援する民間団体等)	50%	○	○	○		
⑦	市が主催・共催	100%	○	○	○	○	○

⑨減額・免除の取扱い（見直しの具体例：公民館等の場合）

- ✓ 公民館等の場合、減免対象の多くが（5）登録団体または（6）その他の団体であり、現時点では、今回の見直しにより50%の減免に変更することを検討している。

対象		具体的な団体名	減免割合	
			見直し前	見直し後
(1)	市が主催、共催する行事等に使用する場合	-		
(2)	公民館等が主催、共催する行事等に使用する場合	-		
(3)	市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校が、保育活動又は学校教育活動等において、当該地区の公民館等を使用する場合	各公民館等の地区内に所在する幼稚園、保育園、小学校、中学校	100%	100%
(4)	公益的な活動を行う又は市が事業支援する団体が、施設の設置目的に沿うかつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動に使用する場合	自治会、老人クラブ連合会、スポーツ協会、PTA協議会 など		
(5)	公民館等の登録団体が、登録施設において社会教育活動や地域活動等に使用する場合	各公民館等の登録団体	100%	50%
(6)	その他の団体が、施設の設置目的に沿うかつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動に使用する場合	市民活動センター登録団体、芸文連加盟団体、NPO法人 など		
スポーツ少年団、高校の部活動、その他（登録団体を除く）		-	100%	対象外

⑨ 減額・免除の取扱い（減免見直しによる増収額試算）

- ✓ 令和4年上半期（4月～9月）の公民館等施設の減免実績から、見直しによる増収見込額を試算。
- ✓ 下表の団体は現在100%減免としているが、見直し後は年間で**約25,400千円**の増収となる見込み。

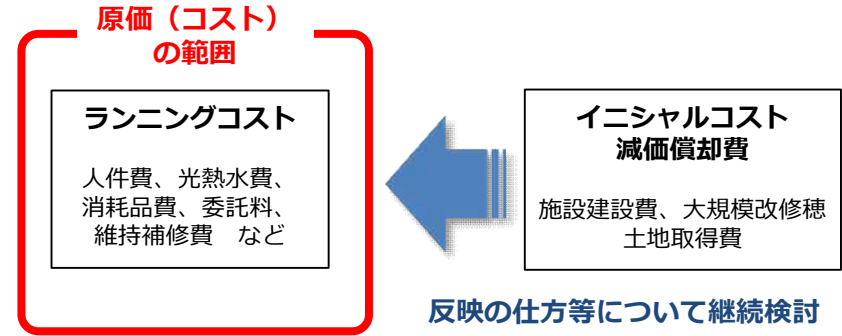
（単位：件、千円）

	登録団体 (50%減額)		スポーツ少年団 (減額なし)		高校部活 (減額なし)		芸文連加盟団体 (50%減額)		その他 (減額なし又は 50%減額)		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中央公民館	469	286	1	1	0	0	45	30	0	0	515	316
その他公民館	4,214	4,071	200	699	44	71	30	24	22	20	4,510	4,882
交流センター	5,356	4,714	270	768	3	7	65	56	18	14	5,712	5,557
農改センター	992	878	49	215	0	0	2	4	1	9	1,044	1,104
東大宮地区	602	613	1	4	0	0	1	1	5	4	609	620
田野地区	276	170	5	5	0	0	36	41	0	0	317	215
合計	11,909	10,732	526	1,692	47	78	179	156	46	47	12,707	12,694

年換算 約25,400千円

1 使用料算定に用いる原価（コスト）の範囲

- ✓ 今回の見直しでは、施設の建設費や大規模改修費、土地の取得費といった**イニシャルコスト**やその**減価償却費**については、**全額公費で負担**することとしている。
- ✓ 他市では、減価償却費についても使用料に反映させている事例もあり、本市においても、今後の財政的な事情を考慮すると、これらの考え方について**継続して検討**していくことが必要。



2 市民以外が利用する場合の使用料の設定

- ✓ 今回の見直しでは、市民以外が利用する場合についても、基本的には**市民が利用する場合と同額**とすることを想定しているが、施設にかかるコストは、使用料のほか公費でも負担することになるため、**市民以外が利用する場合には割高の使用料を設定すべき**との意見もある。
- ✓ 市外料金の設定にあたっては、その考え方や指定管理者への影響など、整理すべき課題も多いことから、その取扱いについては**慎重に判断**する必要がある。